

2 国民健康保険・後期高齢者医療に加入している世帯へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ
保険料(税)の減免制度があります ※介護保険料も減免制度があります
 (広報6月号に掲載)QRコード▶  

対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の令和4年の収入が減少または減少する見込みの世帯で次の(1)か(2)に該当する場合です。

※主たる生計維持者とは、原則、住民登録上の世帯主です(国民健康保険の擬制世帯主を含む)。ただし、恒常的に世帯主より所得が多いなど実態が異なる場合はこの限りではありません。

(1)新型コロナウイルス感染症に罹患した世帯

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 ※重篤な傷病に該当するには医師の診断書等が必要です。

(2)収入が減少した世帯

世帯の主たる生計維持者が次の①~③のすべてを満たすこと。

- ①令和4年の事業収入等(事業、不動産、山林または給与)のいずれかが、令和3年と比べて3割以上減少している。または3割以上減少の見込みである。
- ②令和3年の合計所得金額が1,000万円以下である。
- ③減少または減少する見込みの事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である。

※次の場合はこの減免制度には該当しません。

- ・減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得金額または令和3年の合計所得金額が0円の場合
- ・非自発的失業者に該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による国保税軽減措置対象者

対象の保険料

令和4年4月1日から
 令和5年3月31日までを
 納期とする令和4年度課税分

申請方法等

申請期限は、令和5年3月31日です。
 収入減少が確認できる書類が必要ですので、お問い合わせください。

子ども(未就学児)に係る国民健康保険税を軽減します

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。
 すでに低所得者の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の2分の1を減額します。

令和4年度は、平成28年4月2日以降に生まれた児童です。なお、申請していただく必要はありません。



世帯区分 (所得による法定軽減割合)	未就学児1人に係る均等割額 (医療保険分と後期支援分の合算)		
	軽減措置後の額	未就学児軽減分	軽減後の額
軽減なし世帯	39,700円	19,850円	19,850円
2割軽減世帯	31,760円	15,880円	15,880円
5割軽減世帯	19,850円	9,925円	9,925円
7割軽減世帯	11,910円	5,955円	5,955円

※未就学児均等割後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額になります。

保険証や保険料について

国保係からの お知らせ

1 国民健康保険・後期高齢者医療の保険証は7月下旬に郵送します

現在お持ちの保険証は7月31日(日)までご使用できます



国民健康保険(国保)と後期高齢者医療の8月1日以降の保険証は「特定記録郵便」にてお送りしますのでお知らせいたします。

なお、特定記録郵便は普通郵便と異なり、郵便受箱投函までの記録が残る配達方法で、受取印が不要のため配達時不在でも受け取ることができます。

※期限の切れた古い保険証につきましては、ご自身で細かく裁断のうえ破棄してください。

※住民票の住所以外の送付先を希望される場合や、簡易書留郵便など他の受取方法を希望される場合は、お手数ですが役場までご連絡をお願いします。

7月に更新となる国保・後期高齢者医療関係の証書一覧

お持ちの証書の種類に合わせて、更新方法のご確認をお願いします

check

国民健康保険(国保)の方

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	8月以降も必要な方	8月以降も引き続き必要な場合は、窓口にて再度申請が必要です。7月27日(水)から受付します(持ち物:保険証、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード)。
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	7月下旬に郵送します。
学生用の保険証	現在お持ちの方	現在お持ちの保険証は、令和5年3月31日(金)までお使いいただけますので送付しません。更新は来年3月に役場窓口にてお願いします。

check

後期高齢者医療の方(75歳以上の方、または一定以上の障がいのある65歳以上の方)

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	現在お持ちの方	